



熊本県天草家畜保健衛生所

天草家保通信平成31年(2019年)4月号

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



平成31年度(2019年)の職員を紹介します

定期異動にともない、天草家保でも顔ぶれが替わりました。新年度を迎えるにあたり、新しい職員を御紹介いたします。本年度もよろしくお願いいたします。

転入 (昨年度 の所属)	所長 井出 清 (中央家畜保健衛生所)	転出 (今年度 の所属)	所長 谷口 雅律 (城南家畜保健衛生所)
	参事 小阪 美幸 (天草広域本部)		参事 松下 真紀子 (国際スポーツ大会推進課)
	参事 横山 輝智香 (畜産研究所)		防疫課長 中村 理樹 (阿蘇家畜保健衛生所)

＜転入者から一言＞4月からの天草家保の新たな職員です。

井出 所長

15年ぶりの天草家保勤務です。畜産関係者の皆様と心ひとつにして、天草の畜産振興に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

横山 参事

今回初めての天草家保勤務となります。よろしくお願いいたします。

小阪 参事

家保の職員として頑張ります。よろしくお願いいたします。



死亡牛海綿状脳症(BSE)検査月齢が変更されました

近年、世界的に牛海綿状脳症の発生は終息に向かっており、我が国においても厳格な飼料規制等により国内での発生リスクが大幅に低下していることから、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が改正され、**平成31年(2019年)4月1日から、死亡牛BSE検査対象が変更となりました。**

つきましては、別添のリーフレットを参考に死亡牛の適正な取扱い及び届出についてお願いします。

中国から携帯品で持ち込まれた豚肉製品からの アフリカ豚コレラウイルスの分離について

本年1月25日、中国から我が国に持ち込まれ任意放棄された豚肉製品4件について、動物検疫所においてアフリカ豚コレラの遺伝子検査を実施したところ、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子を確認しました。さらに、当該豚肉製品についてウイルス分離を行ったところ、内2件の豚肉製品から、生きたウイルスが分離されました。これにより、**実際に感染力を持つアフリカ豚コレラウイルスが我が国の水際まで到達していたことが判明しました。**

家畜伝染病予防法の違反事例への対応の厳格化について

上記のアフリカ豚コレラウイルスが分離された事例等を踏まえて、別添のリーフレットのとおり、平成31年(2019年)4月22日から、家畜伝染病予防法に違反した全ての事例において、違反者に警告書を発し、違反事例をデータベース化するとともに、悪質性が認められる場合には、**警察に通報又は告発する等対応が厳格化される**こととなりました。

また、先般、動物検疫所の輸出検査を受けずに、海外へ和牛の凍結精液・受精卵が持ち出された事例がありました。この凍結精液・受精卵は、不正に持ち出されたものであるため、全量廃棄処分となりました。**和牛の精液や受精卵は、どの国にも輸出することはできません**ので、御注意ください。

海外悪性伝染病発生状況

病名	型	発生地(国)	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ	H5N6	中国(1件)	家きん	平成31年2月13日
	H5N2	台湾(8件)	地鶏・七面鳥	平成31年1月26日 ~平成31年3月12日
アフリカ豚コレラ		中国(3件)	豚	平成31年3月7日 ~平成31年3月21日

平成31年4月1日時点

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



(農家・畜産関係団体向け)

農家・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年（2019年）4月1日から、死亡牛BSE検査対象が変更となります。

《BSE検査対象となる死亡牛は以下のとおりです》

- ① **96か月齢以上の通常死亡牛**
- ② **48か月齢以上で生前に起立不能・歩行困難を示した死亡牛**
- ③ **全月齢のBSEを疑う症状（=特定症状）を示した死亡牛**
（※一部の監視伝染病（牛白血病等）と診断された48か月齢以上の牛についてもBSE検査の対象となります。）

48か月齢以上の全ての死亡牛については従来どおり死亡牛届出書の提出をお願いします。

※起立不能を示した死亡牛とBSEを疑う症状（=特定症状）を示した死亡牛の具体的な分類については裏面を参照してください。

＜現行＞（平成31年3月31日まで）

	0	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛		×	検査対象
起立不能等を示した死亡牛（起立不能牛） 監視伝染病と診断された死亡牛※		×	
BSEを疑う症状を示した死亡牛 （特定症状牛）			

※牛白血病等の一部の監視伝染病のみ

＜変更後＞（平成31年4月1日から）

	0	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛		×	検査対象から除外
起立不能等を示した死亡牛（起立不能牛） 監視伝染病と診断された死亡牛※		×	検査対象
BSEを疑う症状を示した死亡牛 （特定症状牛）			

※牛白血病等の一部の監視伝染病のみ

死亡牛BSE検査の必要性について分からない場合は、搬入前にBSE検査所までお問い合わせ下さい。

<起立不能（・歩行困難）を示す死亡牛>

低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群、てんかん、神経麻痺等であると診断された牛。

※ただし、骨折、脱臼、関節炎、蹄病等により起立不能を示した牛は検査対象外となります。

<BSEを疑う症状（＝特定症状）のある死亡牛>

興奮しやすい、音・光・接触等に対する過敏な反応、群内序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し、扉・柵等の障害物におけるためらい 等の行動変化があった牛。

● 死亡牛処理に係る必要経費と補助金額

(単位:円)

区 分	処理経費			補助金額		
	輸送費	化製処理料	BSE検査料	輸送費	化製処理料	BSE検査料
BSE検査対象牛 ・96ヶ月齢以上の死亡牛 ・48ヶ月齢以上で生前起立不能の死亡牛	輸送会社及び地域により異なりますので委託団体等へ問合せ下さい	16,000	4,500	3,000	7,407	4,500
生後96ヶ月齢未満 (検査対象外のみ) 生後24ヶ月齢以上		16,000	—	—	—	—
生後24ヶ月齢未満 生後3ヶ月齢以上		10,000	—	—	—	—
生後3ヶ月齢未満		6,000	—	—	—	—

※BSEを疑う症状があるものについては、月齢に合わせた化製処理料に加え、検査料等の補助が出ます。

● BSE検査、化製処理等に必要な書類

書 類 名	検査対象牛	検査対象外牛
① 死亡牛処理整理票 (6枚複写を所属農協等から受け取る)	○	—
② 死亡牛届出書 (獣医師に依頼)	○	— ※48ヶ月齢以上は提出ください
③ 死亡牛BSE検査申込書 (受付で記入)	○	—
④ 死亡牛処理申込書 (所属農協等から受け取る)	—	○
⑤ マニフェスト伝票 (受付で記入)	○	○

● お問い合わせ先

熊本県畜産協会・衛生飼料課	TEL 096-369-7745
熊本県中央家畜保健衛生所・BSE検査所	TEL 0968-26-3200
株式会社 熊本蛋白ミール公社	TEL 0968-26-3766

死亡牛のBSE検査対象の変更について

平成31年（2019年）4月1日から、死亡牛BSE検査対象が変更となります。

《BSE検査対象となる死亡牛は以下のとおりです》

- ① **96か月齢以上の通常死亡牛**
- ② **48か月齢以上で生前に起立不能・歩行困難を示した死亡牛**
- ③ **全月齢のBSEを疑う症状(=特定症状)を示した死亡牛**
(※一部の監視伝染病(牛白血病等)と診断された48か月齢以上の牛についてもBSE検査の対象となります。)

48か月齢以上の全ての死亡牛については従来どおり死亡牛届出書の提出をお願いします。

※起立不能を示した死亡牛とBSEを疑う症状(=特定症状)を示した死亡牛の具体的な分類については裏面を参照してください。

＜現行＞（平成31年3月31日まで）

	0	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛	×	検査対象	
起立不能等を示した死亡牛（起立不能牛） *1 監視伝染病と診断された死亡牛*	×		
*2 BSEを疑う症状を示した死亡牛 （特定症状牛）			

※牛白血病等の一部の監視伝染病のみ

＜変更後＞（平成31年4月1日から）

	0	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛	×	検査対象から除外	検査対象
起立不能等を示した死亡牛（起立不能牛） *1 監視伝染病と診断された死亡牛*	×		
*2 BSEを疑う症状を示した死亡牛 （特定症状牛）			

※牛白血病等の一部の監視伝染病のみ

*1、*2については、月齢に応じ、検査手数料（4,500円）が必要な旨を農家へお伝え下さい。

起立不能牛及び特定症状牛の分類

【起立不能牛】

- ① 獣医師が臨床症状、生化学検査等から、生前に歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病（低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺）であると診断し、死亡し又はとう汰された牛。

※ただし、事故等による骨折、削蹄不良等の原因が明らかな関節炎又は蹄病等により起立不能となり、死亡又はとう汰された牛は除く。

- ② 死体の検案により、【特定症状牛】の①の疾病（ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症）にかかっていたことが判明した場合であって、飼養者、検案した獣医師等に当該牛の生前の症状を再度確認した結果、当該牛が特定臨床症状を呈していた可能性が低い牛。

「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」

【特定症状牛】

- ① 生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛（治療をせず又は治療中にととう汰され又は死亡した牛を含む。）。
具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症（全身又は後軀に異常が見られる神経麻痺及び神経系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、脳腫瘍、脊髄腫瘍、末梢神経系腫瘍又は下垂体腫瘍）であると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛。
- ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、飼養者の稟告等から、家畜防疫員により生前に特定臨床症状を呈していた可能性が高いと判断された牛。
- ③ 農場から異常牛を疑う通報があり、当該牛について、家畜防疫員により特定臨床症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受けた上でとう汰された牛。

（特定臨床症状について）

- ① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
 - a. 興奮しやすい
 - b. 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - c. 群内序列の変化
 - d. 搾乳時の持続的な蹴り
 - e. 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - f. 扉、柵等の障害物におけるためらい
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

● お問い合わせ先

熊本県畜産協会・衛生飼料課	TEL 096-369-7745
熊本県中央家畜保健衛生所・BSE検査所	TEL 0968-26-3200
株式会社 熊本蛋白ミール公社	TEL 0968-26-3766

ご存じですか？

－ 牛の精液・受精卵は動物検疫の対象物品です －

先日、動物検疫所の輸出検査を受けずに、海外へ和牛の凍結精液・受精卵が持ち出された事例がありました。この凍結精液・受精卵は、不正に持ち出されたものであるため、全量廃棄処分となりました。

牛の精液や受精卵は、海外への持ち出し・海外からの持込みのいずれも動物検疫の手続が必要です。

和牛の精液や受精卵に関しては、現在、家畜衛生条件が締結されている国がないことから、**どの国にも輸出することはできません。**

和牛の精液や受精卵をお取り扱いの皆様におかれましては、上記についてご理解いただきますようお願いいたします。また、不正持ち出しを疑う事例や照会事項がありましたら、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【参考】不正に持ち出され廃棄された受精卵等



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
TEL 03-3502-8295 (国際衛生対策室)

農林水産省 動物検疫所
TEL 045-751-5923 (企画調整課)
045-751-5955 (危機管理課)

動物検疫所からの 重要なお知らせ



2019年4月22日から

海外からの肉製品の違法な持込み
に対する対応を厳格化します。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が
確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ
場合には、3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金が科せられます。

